

研究所プロジェクト

平成22（2010）年度 事業報告

アジア文化圏における経済法制の諸相

Aspects of Economic Legislation in the Asian Cultural Sphere

〔報告〕 研究所プロジェクト

アジア文化圏における経済法制の諸相

Aspects of Economic Legislation in the Asian Cultural Sphere

研究代表者 井上 貴也（研究員，法学部企業法学科・教授）

研究分担者

〔研究員〕 後藤武秀（法学部法律学科・教授）

李 芝妍（法学部法律学科・講師）

〔客員研究員〕 盛岡一夫（東洋大学名誉教授）

アジア文化圏における経済法制の諸相

研究期間／平成21年4月1日～平成24年3月31日（3年計画のうちの2年次目）

○研究経過および成果の概略

1. 研究方法

2010年度は事業2年目であり，台湾会社法および中国会社法について調査を行なった。2010年12月深圳大学と共同して国際セミナーを開催し，実務家を交えて会社法制の比較検討を行うことができた。また，2011年2月に韓国・漢陽大学の李哲松教授を招聘し，東洋大学において国際セミナーを開催した。

2. 研究経過および成果の概要

まず，平成22年度の事業としては12月に開催した深圳大学との国際共同セミナー「日中会社法制の比較研究 —実務への貢献を目指して—」を成功させたことが大きな成果となった。

後藤教授は「台湾同族企業の源流としての合股」に関する報告・研究を行った。株式を上場している会社においても「合股」にその源流があり，台湾企業の経営組織の背景を知るには「合股」を考察する必要がある。台湾を代表する奇美電子を例に挙げ，合股の具体例を報告された。台湾の会社経営文化のバックグラウンドとして理解をすることにより，法制度からは理解できない実情を考察・検討することができた。

蔡元庆教授は「中国の株主代表訴訟に関する最近の議論と動き」と題する報告において中国会社法の最近の論点の検討を行った。中国において株主代表訴訟は少数株主権となっており，提起するためのハードルが高いものとなっている。また，中国においては元は国有企業で会社形態のみ日本という株式会社であるというケースが多く株主代表訴訟が提起された事案は少ないことが紹介された。2005年改正以降の事件として大株主が長期にわたり会社の資金を占有し，期限になっても返済せず小株主が大株主を被告として訴訟を提起した事案紹介があった。支配株主を訴える訴訟が株主代表訴訟として提起されていることが興味深かった。

井上は蔡教授，金講師の中国法制度の紹介，検討を踏まえて日本の法制度の比較を行った。取締役の責任論・責任軽減，日本の代表訴訟制度について論及した。

金洪玉講師は企業買収の問題点を中国法の観点から考察した。国営企業や外資企業など様々な種類の会社がある中国では会社法の規定よりはむしろ独占禁止法，国の経済安定に関する規定など様々な規制を考察する必要がある。

一三六

田弁護士の研究報告では弁護士という立場から実務上の問題点について考察が加えられた。中国では裁判例が公表されないため、実際の契約や案件を通して中国における契約書等の作成やトラブル回避の違い、法文化の相違を報告いただいた。

質疑応答では企業の方も数多く来場されており、中国のM&Aの実務例や中国におけるコンプライアンス経営について討論した。

3. 今後の課題

本年度のセミナーでは、日本と中国の会社法を比較研究したが、深圳という地で国際セミナーを開催し、経済法制の中で一定程度グローバル化した会社法制を素材に研究しているが、深圳では日系企業のみならず台湾、韓国企業も進出している。今後は、深圳を中心にベトナム、カンボジアへと活動の範囲を広げてゆく企業も多く、グローバル化する企業経営の法規制という観点からは目の離せない地域であることが理解できた。中国は、裁判例の公開については後進国であり、今後、裁判例の蓄積とともに法解釈の透明性が高められるであろうが、現状においては実務に精通した弁護士と研究者が両輪となり今後の研究を推進することが必要であるとの共通の認識をセミナーの成果として得ることができた。

本セミナーの直後に広州で事業展開している日本と台湾の合弁企業の董事会について調査する機会を得たので、後藤武秀研究員を12月に広州に派遣し調査を行った。